日医発第 1572 号（医経）（地域）
令和 8 年 11 月 12 日

公益社団法人熊本県医師会
会長　水足　秀一郎　殿

公益社団法人日本医師会
会長　松本　吉郎
（公印省略）

令和 8 年熊本地震の被災医療施設等の災害復旧に係る補助金について（情報提供）

令和 8 年熊本地震の被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

令和 8 年熊本地震で被災された医療施設の復旧支援の充実については、貴会から令和 8 年 9 月 1 4 日付「令和 8 年熊本地震における被災医療施設に対する復旧支援の充実に関する要望書」においてご要望をいただいたところですが、この度、厚生労働省所管の医療施設等災害復旧費補助金について、令和 8 年熊本地震における特例措置が定められました。

これにより、中小・中堅医療法人向けの措置及び個人立医療機関向けの措置が整いましたので、ご案内申し上げます。

1．中小・中堅医療法人向けの措置（「医療施設等災害復旧費補助金」の特例）

＜特例措置の対象及び補助率＞

・中小・中堅の医療法人等が運営する医療機関及び医療関係者養成施設

中小：常時使用する従業員数が 300 人以下の医療法人等、補助率 3/4

中堅：常時使用する従業員数が 2,000 人以下の医療法人等、補助率 1/2

＜補助上限額＞

・3 億円（特定被災医療機関等及び特定被災相当の場合は 15 億円※）

＜定額補助＞

・特定被災医療機関等に該当する場合は上限 5 億円の定額補助（10/10）の対象となる※

＜申請受付＞

・令和 8 年 11 月 6 日（金）から 12 月 14 日（月）まで

＜問い合わせ窓口＞

・熊本県医療政策課　096-333-2205

※過去 10 年以内の激甚災害で被災し、厳しい債務状況にあり、かつ、経営再建等に取り組み、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている等の要件を

満たし、県が認定する「特定被災医療機関等」に該当する場合、補助上限額が 15 億円となるほか、上限 5 億円の定額補助の対象となります。「特定被災医療機関等」の条件を満たさない場合でも、地域の医療提供体制にとって不可欠で、その被害規模が「特定被災医療機関等に相当する場合」として知事が認め、厚生労働大臣が承認する場合は、定額補助の対象とはなりませんが、補助上限額が 15 億円に増額されます。

要件等の詳細は熊本県が公表する要綱等の資料をご確認ください。

〔本補助金に関する熊本県庁ホームページ〕

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/283615.html

2．個人立医療機関向けの措置（自治体連携型補助金「くまもと事業者再出発支援補助金」）

＜対象及び補助率＞

・常時使用する従業員の数が **100 人以下**の個人事業者、補助率 **3/4**

＜補助上限額＞

・3 億円（多重被災事業者及び特定被災事業者の場合は 15 億円）

＜定額補助＞

・多重被災事業者に該当する場合は上限 5 億円の定額補助（10/10）の対象となる

＜申請受付＞

・第一次公募 令和 8 年 10 月 1 日（木）から、第三次公募 12 月 16 日（水）まで

今後の申請開始日及び締切日については下記のホームページでご確認ください。

＜問い合わせ窓口＞

・くまもと事業者再出発支援補助金受付センター　096-284-7660

※交付要綱や申請様式や手引き、Q&A 等は以下のサイトからご覧いただけます。

〔本補助金に関する熊本県庁ホームページ〕

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/280961.html

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区等医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

・医療施設等の災害復旧（令和 8 年熊本地震における取扱い）概要資料（厚生労働省）

【参考】

・医療施設等の災害復旧に関する各種補助金制度について（熊本県）

・（個人立医療機関向け）「くまもと事業者再出発支援補助金」チラシ（熊本県）

以上

医療施設等の災害復旧（令和８年熊本地震における取扱い）

令和８年熊本地震における中小企業等の復旧に関しては、激甚災害法の局激の扱いとなり、なりわい再建支援補助金の対象とならず、自治体連携型補助金の対象になる。
繰り返しの自然災害に見舞われている熊本県の特殊性・支援の必要性に鑑み、医療施設等に対する復旧支援を実施する。

<table>
<tr><th>施設種別</th><th>激甚法第12条
局激の場合の措置</th><th>激甚法第12条
本激の場合の措置</th><th>令和８年熊本地震における措置</th></tr>
<tr><td>厚労省</td><td colspan="2">【医療施設等災害復旧費補助金】
・公的医療機関　2/3・上限なし
・政策医療実施機関等　1/2・上限なし
・医療関係者養成所施設　1/2・上限なし
・研修施設等　1/2・種類種別により上限設定</td><td>【医療施設等災害復旧費補助金】
・公的医療機関　2/3・上限なし
・政策医療実施機関等（※1）　1/2・上限なし
・医療関係者養成所施設　1/2・上限なし
・研修施設等　1/2・種類種別により上限設定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中企庁</td><td>【自治体連携型補助金】</td><td>【なりわい再建支援補助金】</td><td rowspan="3">【医療施設等災害復旧費補助金（特例（※2））】
・中小（※3）の医療法人等が運営する医療施設等（※4）　3/4・上限３億円
・中堅（※5）の医療法人等が運営する医療施設等（※4）　1/2・上限３億円

特定被災医療機関等（※6）の場合
・定額補助　上限５億円
・中小（※3）の医療法人等が運営する医療施設等（※4）　3/4・上限15億円
・中堅（※5）の医療法人等が運営する医療施設等（※4）　1/2・上限15億円

特定被災医療機関等に相当する（※7）場合
（定額補助はなし）
・中小（※3）の医療法人等が運営する医療施設等（※4）　3/4・上限15億円
・中堅（※5）の医療法人等が運営する医療施設等（※4）　1/2・上限15億円</td></tr>
<tr><td colspan="2">・個人事業の医療機関　3/4
・多重被災の場合　定額補助</td></tr>
<tr><td>※医療法人等は対象外</td><td>・中小企業等に該当する医療法人等　3/4
・中堅企業に該当する医療法人等　1/2</td></tr>
</table>

（※1）精神科病院・精神科デイケア施設を含む
（※2）公費支援は国：県＝2：1
（※3）常時使用する従業員が300人以下
（※4）医療機関（保険医療機関に限る）及び医療関係者養成所施設
（※5）常時使用する従業員が2,000人以下（中小等を除く）
（※6）別紙のとおり
（※7）地域の医療提供体制にとって不可欠な役割を果たしている者であり、その被害が特定被災医療機関等に相当するものとして知事が認め、厚生労働大臣が承認する場合。中企庁の自治体連携型補助金においても、令和8年熊本地震において同様の措置を実施。

別紙

（※６）特定被災医療機関等の要件

次の要件を満たす場合

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療機関等

②令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した激甚指定災害で被害を受けた次のいずれにも該当する医療機関等

ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる医療機関等

イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した医療機関等

③次のいずれかに該当する医療機関等

ア 令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和２年１月２８日以降の災害にあっては令和２年１月２８日とする。）以降、医業収益（医療関係者養成所施設にあっては授業料収入）が２０％以上減少している復興途上にある医療機関等

イ 令和八年熊本地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている医療機関等

④交付申請時において、令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている医療機関等

⑤令和八年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする医療機関等

⑥都道府県の医療計画に位置づけられている医療機関（医療関係者養成所施設の場合を除く。）

⑦政策医療など地域に不可欠な医療を提供する、災害復旧費の自己負担分の出捐が困難であるため、特に公的支援が必要であると県が認定する、中小又は中堅の医療法人等が運営する保険医療機関（医療関係者養成所施設の場合を除く。）

⑧過去５年間の平均の県内での就職率が８割以上であり、かつ、災害復旧費の自己負担分の出捐が困難であるため、特に公的支援が必要であると県が認定する、中小又は中堅の医療法人等が運営する医療関係者養成所施設（医療機関の場合を除く。）

医療施設等の災害復旧（令和８年熊本地震における取扱い）

				特定被災		特定被災相当	左記以外
				補助率	定額補助	補助率・定額補助なし	
①医療機関	公的医療機関			2／3（上限なし）			
	政策医療実施機関等（公的医療機関を除く）	医療法人等が開設する医療機関	中小	3／4（上限15億円）	5億円	3／4（上限15億円）	3／4（上限3億円）
			中堅	1／2（上限15億円）	5億円	1／2（上限15億円）	1／2（上限3億円）
		上記以外含む（※）		1／2（上限なし）			
	政策医療実施機関以外の医療機関（公的医療機関を除く）	医療法人等が開設する医療機関	中小	3／4（上限15億円）	5億円	3／4（上限15億円）	3／4（上限3億円）
			中堅	1／2（上限15億円）	5億円	1／2（上限15億円）	1／2（上限3億円）
		上記以外		補助なし			
②医療関係者養成所施設		医療法人等が開設する医療関係者養成所施設	中小	3／4（上限15億円）	5億円	3／4（上限15億円）	3／4（上限3億円）
			中堅	1／2（上限15億円）	5億円	1／2（上限15億円）	1／2（上限3億円）
		上記以外含む（※）		1／2（上限なし）			
③上記以外（研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎　等）				1／2（地域医療研修センター 59,600千円、病院内保育所 上限なし　等）			

（※）特例と有利な方を選択可能。

現行制度による支援　　特例による支援

医療施設等の災害復旧に関する各種補助金制度について【令和8年11月６日現在】

区分	①医療施設等災害復旧費補助金 ②保健衛生施設等災害復旧費補助金 （通知(1)）	③医療施設等災害復旧費補助金（特例分） （通知(1)−2）	くまもと事業者再出発支援補助金 （通知(2)）
対象	① 医療機関（公的医療機関、政策医療実施機関※1）、養成所施設　等 ② 精神科病院、精神科デイ・ケア施設	中小※2・中堅※3の医療法人等が運営する医療施設等※4	個人開設の診療所、歯科診療所
補助率	①② 公的医療機関：２／３ ①　民間政策医療実施機関：１／２ ②　民間精神科病院：１／２	中小の医療法人等：３／４ 中堅の医療法人等：１／２ 特定被災医療機関等※5の場合 定額補助（１０／１０　上限５億円）有	３／４
補助上限（最大）	なし	１５億円	１５億円
受付期間	①、③令和８年１１月６日～１２月１４日 ② 国へ協議書提出済（締切済）		令和８年１０月１日～
申請先 （問い合わせ先）	熊本県　医療政策課　（096-333-2204） 〃　健康づくり推進課（096-333-2208）【歯科分】 〃　障がい者支援課（096-333-2234）【精神科分】		くまもと事業者再出発支援補助金受付センター【熊本県商工振興金融課】（096-284-7660）

※１　政策医療：国や地域として特に確保が必要な重要な医療分野（在宅当番医、在宅医療など）
※２　常時使用する従業員が　300人以下
※３　〃　2,000人以下
※４　医療機関（保険医療機関に限る）及び医療関係者養成所施設　精神科病院、精神科デイ・ケア施設含む
※５　要件については、別紙参照。

各種災害復旧補助金の申請を考えている医療機関等の皆様へ

○　②を申請済みの医療法人等においても、上記③を活用することが可能です。
○　今後、各種補助金を申請する際に、被災の証明として「被災時の写真(建物、医療機器等)」が必要になりますので、県への資料提出前に修繕等を予定されている場合は、必ず修繕前の写真を撮っておいていただきますようお願いします。

熊本県からのお知らせ　　令和8年10月1日時点

令和8年熊本地震に係る「くまもと事業者再出発支援補助金」

～被災した施設及び設備・車両の復旧を支援します～

- 被災したことの証明(**写真**・市町村が発行する**被災証明書**等)が必要です。
- 原則、**施設は登記**、**設備・車両は資産計上**されているものに限ります。

補助対象者

熊本県内に事業所を有する**中小企業者等**※

※中小企業支援法第2条に規定する事業者、商工会・商工会議所等の商工団体　など
※中堅企業（みなし中堅企業を含む）

【要件１】**ＢＣＰ(事業継続計画)を策定**すること
【要件２】**付保割合30%以上の「自然災害(風水害を含む)による損害保険等」に加入**※すること
※中堅企業は付保割合４０%以上、小規模事業者は加入推奨

→　いずれの要件も**実績報告書の審査時に確認**します。

補助対象経費

特例として、発災日(令和8年7月28日)以降であれば交付決定の前に復旧した経費も対象

被災した**事業用の施設及び設備・車両の復旧に要する費用**※

※ 被災した施設・設備・車両に係る**保険金や共済金等の受取がある場合、復旧に要する費用から保険金等を控除**した金額が、補助対象経費となります。

補 助 金 額

補助対象経費 × 補助率 ＝ 補助金額
（消費税・保険金等除く）　(千円未満切り捨て)

- **①中小企業 小規模事業者**：補助率3/4　上限３億円
- **②中堅企業※１（みなし中堅企業含む）**：補助率1/2　上限３億円
- **①②のうち多重被災事業者※２に該当する事業者**：上限15億円（５億円まで10/10定額補助）

※１中堅企業とは、中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者です。
※２多重被災事業者については、別途定める要件に該当する事業者となります。

【特定被災事業者について】
①②のうち補助金申請額が上限３億円を超える事業者で、別途定める要件に該当する場合は、「特定被災事業者」として、補助金額の上限が１５億円となります。詳細については個別にご相談ください。

補助金の受付

第１次申請受付開始令和8年10月1日(木)～

書類提出先 お問合せ先

申請書類は**郵送**又は**持参**にてご提出ください。
〒862-0954　熊本市中央区神水１丁目３－１ ヨネザワ熊本県庁前ビル４階
くまもと事業者再出発支援補助金受付センター
TEL：096-284-7660
FAX：096-284-7685　E-mail：info@k-restart2026.com
受付時間：９時００分～１７時００分（土曜・日曜・祝日を除く）

受付センターに車でお越しの際は、熊本県庁の駐車場をご利用ください（徒歩で約５分）

補助対象経費の範囲

区分	対象となるもの	対象とならないもの
①施設	○事業用の施設(**店舗、事務所、工場、倉庫**等の建物)※1を復旧するための**修繕費**または**建替費(建築・購入)**※2 ※1 **原則、登記**されている施設に限ります。 ※2 **修繕が原則**ですが、「全壊」もしくは「大規模半壊」と判定された場合、または、見積書の比較により修繕費よりも建替費が安価であると認められる場合は、建替による復旧が可能です。	○住宅用建物※（アパート・マンション等の賃貸物件を含む） ※ 事業用部分と一体となっている場合（店舗兼住居等）は、面積按分により事業用部分のみ補助対象とします。 ○土地の測量や造成　など
②設備	○事業用の設備(**機械装置**等)※1を復旧するための**修理費**または**入替費(購入)**※2 ※1 **原則、資産計上**されている設備に限ります。 ※2 **修理が原則**ですが、修理不能と認められる場合、または、見積書の比較により修理費よりも入替費が安価であると認められる場合は、入替による復旧が可能です。	○賃貸目的の設備 ○汎用性があり、目的外使用になり得るもの(テーブル・イス等の備品、食器・調理器具、書類棚・食器棚・陳列棚等の什器) ○商品、在庫、仕掛品、原材料 ○消耗品（文房具、事務用品等） ○ソフトウェア等の無形資産　など
③車両	○被災前に所有していた事業用の**車両**※を復旧するための**修理費**または**入替費(購入)** ※ **原則、資産計上**されている車両に限ります。 【車両の取扱いについては、別紙参照】	○賃貸目的の車両(レンタカー等) ○事業用途以外の車両（社長車、従業員の通勤等に使用可能な車両） ○法定費用等（自動車取得税、重量税、登録費用　など）
①②共通	○施設、設備の**復旧(修繕・修理等)のために発生する経費**※(処分費、撤去費、据付費、運搬費、地盤改良に係る経費　等) ※ **単独で行われるものは対象外**	○被害を立証する書類が提出されないもの ○令和８年熊本地震に起因せず使用不能となったもの ○発災前から使用されていなかったもの(空き店舗等) ○租税公課、保険料、保守費用 ○地震に係る清掃・消毒費 ○官公庁への手続きに係る費用(各種申請・許認可等の手数料、申請代行に係る費用) ○自社で復旧する場合の人件費　など

✔ 従前よりも、**規模を拡張した施設への建替、高機能・高性能の設備への入替も可能**ですが、原状回復のために必要な経費(修理費または同等設備への入替費・同等建物への建替費)が補助対象経費の上限となります。

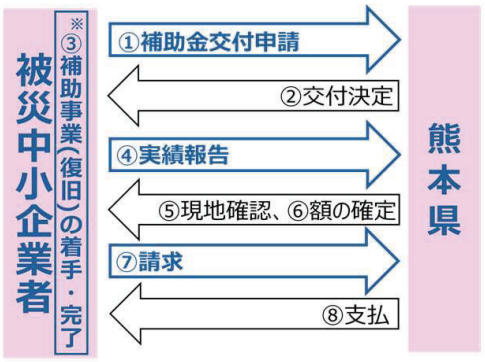
申請手続きについて

申請に必要な書類等は、
熊本県のホームページでご確認ください。

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/

くまもと事業者再出発支援補助金　検索

【参考】補助金交付までの流れ



※特例として、発災日(令和8年7月28日)以降であれば交付決定の前に復旧した経費も対象